

平成 21 年度 介護保険制度改正へ向けた提言

市・県・国への要望

市・県・国 1 居宅介護支援費の算定要件拡大について

【提言】 当該月に介護保険サービス提供実績がなくても、例えば入退院・入退所支援実績があれば報酬請求ができるよう、居宅介護支援費の算定要件を拡大してほしい

(説明) 地域ケアの推進や支援の継続性を担保するために、ケアマネジャーとして果たしている責任や役割を正しく評価し、報酬が算定できるシステムを構築していくことが必要であると思われる。例えば、当該月に医療機関や介護保険施設等からの退院、退所時の支援を行ったにも関わらず、介護保険サービスの実績が無い事で報酬請求ができないという現状がある。ケアマネジャーが社会資源開発を含む相談援助を積極的に取り組めるようになるためにも、算定要件を拡大してもらいたい。

(参考資料) 算定要件を拡大して欲しい具体例

項 目	事 由
医療機関や介護保険施設等との連携の場合について	初回で、退院・退所の支援として、医療機関や介護保険施設からの情報提供があり、利用者及びその家族と面談し、居宅サービス事業者等と連絡・調整やサービス担当者会議を行ったにも関わらず、病状の変化により当該月に退院・退所とならなかった場合(新設)
	居宅介護支援の契約中にあり、医療機関や介護保険施設からの退院・退所のための支援を行い、居宅サービス計画を見直した場合(加算)
	居宅介護支援の契約中にあり、入院のため給付管理がないが、医療機関と協力しながら外泊期間中に必要なサービスについて、利用者及びその家族、サービス事業者と面接して、連絡調整を行った場合(新設)
	居宅介護支援の契約中にあり、居宅サービス計画にそった居宅管理療養指導、市町村単独事業によるサービスのみが提供されている場合(新設)
生活支援困難支援の場合について	初回で、認知症や精神障害、虐待等のため、制度やサービスについての理解を得るために、サービスの導入までに複数回の訪問を行った場合(新設)
	居宅介護支援の契約中にあり、認知症や精神障害、虐待等のためサービスを中断せざるをえず、モニタリング、再アセスメントのため複数回の訪問を行った場合(新設)

	<p>居宅介護支援の契約中にあり、認知症や精神障害、虐待等の理由で給付管理にかかわる居宅サービスを終了した後、居宅介護支援の終結を確認するために、サービス提供がない状況での生活の変化を訪問し利用者及びその家族と面接をして終結した場合（新設）</p>
	<p>認知症や精神障害、虐待等、あるいは、独居・日中独居の利用者で、利用者の判断能力の低下があるにもかかわらず、家族による立ち会いが困難な場合、利用者及びその家族とサービス事業者から、サービス契約時の立ち会いを要請され支援を行った場合（加算）</p>
	<p>初回加算 は、要介護認定の手続きや、算定される期間に左右される事なく、「退院・退所の支援の手間」を評価するものとして、「初回加算（ ）の要件を満たしている場合」「ただし、同一の利用者について前回の算定から6ヶ月以上経過していること」という条件を廃止する（廃止）</p>
<p>初回加算（ ）の算定要件の見直しについて</p>	<p>施設等入所者の在宅生活移行を促すため、施設側の退院・退所支援の手間を軽減させ、在宅支援を引き継ぐケアマネジャーの支援内容を強化し「介護老人福祉施設における在宅・入所者相互利用加算及び介護老人福祉施設における試行的退所サービス費が算定されている利用者の場合には「退院・退所」に該当せず、本加算を適応せず、初回加算（ ）を算定する」という条件を廃止する（廃止）</p>

報酬請求については

< 必要な書類 >

- ・利用者及びその家族の心身の状況
 - ・利用者及びその家族、関係機関との連絡調整や訪問の記録
 - ・支援を必要と判断したアセスメントの記録
- などが考えられる。

< 必要な手続き >

- ・居宅介護支援事業所から、保険者へ提出
 - ・居宅介護支援事業所から、利用者居住区域の地域包括支援センターへ報告し、地域包括支援センターが一括して保険者へ提出
- などが考えられる

< 報酬額 >

- ・支援の内容ごとに検討されるものとする